

返戻金制度 (紹介手数料の返還について)

採用決定した人材が、内定（内々定）を辞退、あるいは早期退職した場合は、以下の内容に則って、返還するものとする。

- ・入社日を待たずに内定（内々定）を辞退した場合、紹介手数料の 100%を返還する。
- ・入社後 30 日以内に退職した場合、紹介手数料の 80%を返還する。
- ・入社後 60 日以内に退職した場合、紹介手数料の 50%を返還する。
- ・入社後 90 日以内に退職した場合、紹介手数料の 20%を返還する。

ただし、以下の場合には報酬の返還は行わない。

- ・人材紹介依頼時に提示した求人用件と、採用に至った人材に対する労働契約内容が著しく異なることに起因する内定（内々定）辞退及び早期退職の場合。

京都市伏見区竹田段川原町 271 MY 2ビル 2 F
関西経友会事業協同組合